

湯河原海辺公園ドッグラン使用要綱の一部を改正する告示新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>湯河原町都市公園条例(昭和41年湯河原町条例第10号。以下「条例」という。)</u>及び<u>湯河原町都市公園条例施行規則(平成12年湯河原町規則第19号。以下「規則」という。)</u>の規定に基づき、湯河原海辺公園ドッグラン(以下「ドッグラン」という。)の使用について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用者)</p> <p>第2条 ドッグランを使用できる者(以下「使用者」という。)は、<u>18歳以上の者で、次条第1号の規定によりドッグランの使用の登録をした者及びその家族又は同条第2号の規定により申請し、許可を受けた者及びその家族とする。</u></p> <p>(申請方法)</p> <p>第3条 <u>ドッグランの使用申請は、次によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>事前に使用の登録を行う方法</u></p> <p>(2) <u>使用する当日、次条第1項各号に掲げる書類等を提示し、湯河原海辺公園ドッグラン使用・使用登録申請書兼誓約書(様式第1号)を提出する方法</u></p> <p>(使用の登録等)</p> <p>第4条 <u>ドッグランの使用の登録をしようとする者は、次に掲げる書類等を町長に提示し、湯河原海辺公園ドッグラン使用・使用登録申請書兼誓約書を町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>狂犬病予防法(昭和25年法</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、湯河原海辺公園ドッグラン(以下「ドッグラン」という。)の使用について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用者)</p> <p>第2条 ドッグランを使用できる者(以下「使用者」という。)は、<u>18歳以上の者及びその家族とする。</u></p>	<p>削る</p> <p>削る</p>

現 行	改 正 後	備 考
<p><u>律第247号。以下「法」という。）</u> <u>第4条第2項に規定する犬の鑑札又は動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により鑑札とみなされるマイクロチップのマイクロチップ装着証明書</u> (2) <u>法第5条第2項に規定する注射済票又は使用日若しくは使用登録日前1年以内に狂犬病の予防注射をした日付が確認できるもの</u> (3) <u>申請者の住居、氏名及び年齢が確認できるもの</u> 2 <u>町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、登録の可否を決定するものとする。</u> 3 <u>町長は、前項の規定により登録を決定した者を湯河原海辺公園ドッグラン使用登録受付管理簿（様式第2号）に記載するとともに、登録した者に湯河原海辺公園ドッグラン使用登録証（様式第3号。以下「使用登録証」という。）を交付するものとする。</u> 4 <u>前項の使用登録証の有効期限は、法第5条第1項に規定する狂犬病の予防注射をした日から1年とする。</u> （遵守事項） 第5条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) （略） (4) （略） (5) <u>ドッグラン使用中は、入場証を見える位置に付けること。</u></p>	<p>（遵守事項） 第3条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) （略） (4) （略）</p>	<p>削る</p>

現 行	改 正 後	備 考
<p>(6) (略)</p> <p> </p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) 犬の排尿はドッグトイレ できさせること。他の場所で尿 をした場合は、<u>備付けのペッ トボトルに入った水をまいて</u> 処理すること。</p> <p>(13) (略)</p> <p> </p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) 駐車場は、湯河原海辺公園 駐車場を使用すること。ただ し、満車の場合は、湯河原海 浜公園駐車場を使用するこ ととし、周辺の商業施設等の 駐車場には絶対に駐車しな いこと。</p> <p>(19) <u>使用登録証は、登録された 犬にのみ有効であり、他人に 貸与し、又は譲渡しないこ と。</u></p> <p>(20) <u>町及び管理員から指示が あった場合は、それに従うこ と。</u></p> <p>(21) (略) <u>(登録の取消し)</u></p> <p><u>第6条 町長は、第4条第1項の規 定により登録を受けた者が、次の 各号のいずれかに該当すると認 められるときは、湯河原海辺公園 ドッグラン使用登録取消通知書 (様式第4号)により、登録を取り 消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>使用登録時に、虚偽の申請 をした場合</u></p> <p>(2) <u>同じ犬が、何度も咬傷事故 を起こした場合</u></p> <p>(3) <u>前条各号に規定する事項を</u></p>	<p>(5) (略)</p> <p> </p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 犬の排尿はドッグトイレ できさせること。他の場所で尿 をした場合は、<u>飼い主が水を まいて処理すること。</u></p> <p>(12) (略)</p> <p> </p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) 駐車場は、湯河原海辺公園 駐車場を使用すること<u>(駐車 時間は2時間以内とする。)</u>。 ただし、満車の場合は、湯河 原海浜公園駐車場を使用す ることとし、周辺の商業施設 等の駐車場には絶対に駐車 しないこと。</p> <p>(18) <u>町職員から指示があつた 場合は、それに従うこと。</u></p> <p>(19) (略) <u>(使用の禁止又は制限)</u></p> <p><u>第4条 町長は、次の各号のいづれ かに該当すると認められるとき は、ドッグランの使用を禁止し、 又は制限をすることができる。</u></p> <p>(1) <u>同じ犬が、何度も咬傷事故 を起こした場合</u></p> <p>(2) <u>前条各号に規定する事項を</u></p>	<p></p> <p>削る</p> <p></p> <p>削る</p>

現 行	改 正 後	備 考																																																																																																																																									
<p><u>遵守しないとき。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により登録を取り消された者は、使用登録証を速やかに町長に返還しなければならない。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>様式第1号</p> <div data-bbox="199 1025 705 1559" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>様式第1号(第3条、第4条関係)</p> <p>湯河原海辺公園ドッグラン使用・使用登録申請書兼誓約書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>湯河原町長</p> <p style="text-align: right;">申請者(飼い主)</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">(ふりがな)</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 使用申請</td> <td colspan="2" style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 使用登録申請</td> </tr> <tr> <td>愛犬の名前</td> <td colspan="3">犬種</td> </tr> <tr> <td>性別 (オス・メス)</td> <td colspan="3">毛の色</td> </tr> <tr> <td>鑑札番号(登録No.)又はマイクロチップの識別番号</td> <td colspan="3">狂犬病予防接種 注射済票 No.</td> </tr> <tr> <td>市・区・町・村</td> <td colspan="3">市・区・町・村</td> </tr> <tr> <td>第 号</td> <td colspan="3">第 号</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">注射日</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> </table> </div> <p>様式第2号</p> <div data-bbox="199 1603 705 2054" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>様式第2号(第4条関係)</p> <p>湯河原海辺公園ドッグラン使用登録受付管理簿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用登録番号</th> <th rowspan="2">日付</th> <th colspan="3">飼い主</th> <th colspan="3">飼い犬</th> <th rowspan="2">注射済票No. 有効期限</th> </tr> <tr> <th>氏名</th> <th>住所</th> <th>連絡先</th> <th>名前</th> <th>犬種</th> <th>鑑札番号又はマイクロチップの識別番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> </div>	<input type="checkbox"/> 使用申請		<input checked="" type="checkbox"/> 使用登録申請		愛犬の名前	犬種			性別 (オス・メス)	毛の色			鑑札番号(登録No.)又はマイクロチップの識別番号	狂犬病予防接種 注射済票 No.			市・区・町・村	市・区・町・村			第 号	第 号				注射日				年 月 日			使用登録番号	日付	飼い主			飼い犬			注射済票No. 有効期限	氏名	住所	連絡先	名前	犬種	鑑札番号又はマイクロチップの識別番号																																																																																											<p><u>遵守しない場合</u></p> <p>(3) <u>ドッグランに関する工事のため、やむを得ないと認められる場合</u></p> <p>(4) <u>ドッグランの破損その他の事由により使用が危険であると認められる場合</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、ドッグランの管理上必要がある場合</u></p> <p>(その他)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>削る</p>
<input type="checkbox"/> 使用申請		<input checked="" type="checkbox"/> 使用登録申請																																																																																																																																									
愛犬の名前	犬種																																																																																																																																										
性別 (オス・メス)	毛の色																																																																																																																																										
鑑札番号(登録No.)又はマイクロチップの識別番号	狂犬病予防接種 注射済票 No.																																																																																																																																										
市・区・町・村	市・区・町・村																																																																																																																																										
第 号	第 号																																																																																																																																										
	注射日																																																																																																																																										
	年 月 日																																																																																																																																										
使用登録番号	日付	飼い主			飼い犬			注射済票No. 有効期限																																																																																																																																			
		氏名	住所	連絡先	名前	犬種	鑑札番号又はマイクロチップの識別番号																																																																																																																																				

現 行	改 正 後	備 考
<p><u>この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に湯河原町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</u></p> <p><u>この処分取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、湯河原町を被告として(訴訟において湯河原町を代表するものは湯河原町長となります。)、提起することができます。また、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、この決定(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。</u></p>	<p>備考</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、令和8年4月1日から施行する。</p>	